

第2章 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進



都市化の進展や更なる少子高齢社会の到来、住民意識や価値観の多様化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、地域における人と人とのつながりが希薄になりつつあります。そのような中、熊本地震では、住民同士の自主的な協力が生まれるなど、市民や地域の力の重要性が再認識されました。

また、災害などの大規模化・複雑化や、犯罪の低年齢化・巧妙化が進む中、市民の安全・安心な暮らしの確保がこれまで以上に求められています。

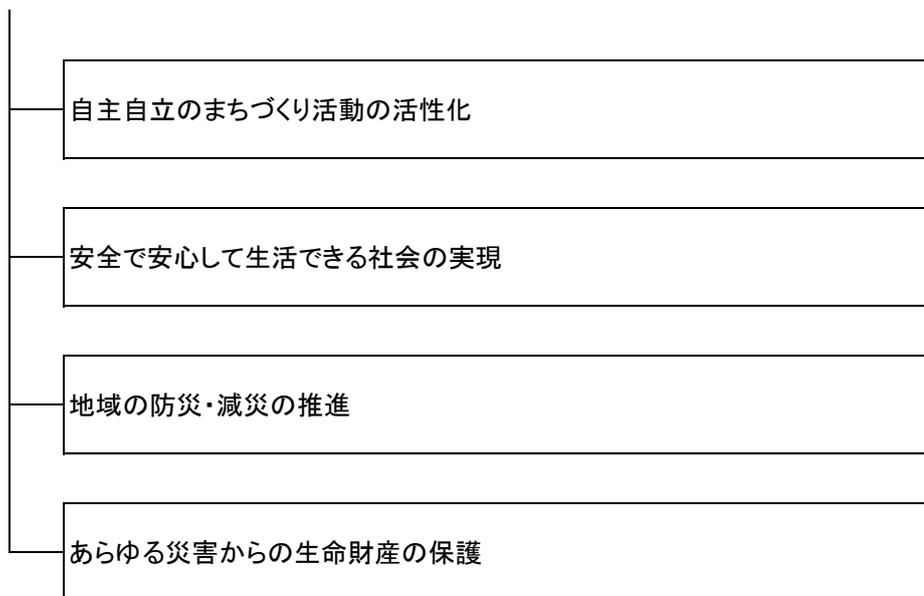
あらゆる世代が住み慣れたまちで安心して暮らし続けるためには、そこで暮らす人たちが主体となり、お互いに支え、助け合いながら、様々な課題を解決していくことが重要です。

そこで、地域で互いに支え合い自主自立のまちづくりを進め、地域コミュニティの維持・向上を図るとともに、消防体制の充実、防犯対策、交通安全の推進などに取り組み、地域の安全で快適な暮らしを支えます。

また、自然災害に対応するため、熊本地震の教訓をいかし、市民の防災意識や地域の防災力を高めるとともに、災害発生時の体制整備など、危機管理体制を強化します。

さらに、市民や校区自治協議会などの地域団体やNPO団体などとの協働によるまちづくり活動を展開し、非常時にも地域の災害対応力が効果的に機能するよう、地域のまちづくり活動の支援体制を強化します。

政策の体系



第1節 自主自立のまちづくり活動の活性化

現状と課題

地域のつながりの希薄化やまちづくりの担い手不足により、地域のコミュニティ機能が低下し、防犯、防災、保健・福祉、環境美化など地域で担う様々な課題に対応できなくなることが懸念されます。

地域コミュニティ機能の維持・向上を図るためには、地域活動の後継者の育成や課題解決のための仕組みづくりが必要です。あわせて、NPOやボランティアなどの市民公益活動の更なる活性化に向けて地域との連携や支援のあり方を確立していく必要があります。

基本方針

- 1 参画と協働による地域活動の推進

検証指標

	単位	基準値	検証値	
		H27	R1	R5
地域活動(自治会等の活動、ボランティア・NPOの活動など)に参加した市民の割合	%	27.3	42	44

施策の体系

【施策の目標】

自主自立のまちづくり活動の活性化

【事業展開の基本方針】

- 1 参画と協働による地域活動の推進

【主な取組】

- (1) 住民自治活動の支援
- (2) まちづくり支援機能の強化
- (3) 地域活動拠点の整備・支援
- (4) 市民による公益活動の推進

事業概要

【(1) 住民自治活動の支援】

- ア 町内自治会への研修会、地域の担い手育成、未加入世帯の加入促進などに取り組みます。
- イ 校区自治協議会及び町内自治会、その他の地域団体が行う自主自立のまちづくり活動を積極的に支援します。

【(2) まちづくり支援機能の強化】

- ア 各区のまちづくりビジョンに基づいて、地域の魅力や特性をいかした区ごとのまちづくりを推進します。
- イ まちづくりセンターの地域担当職員による地域の相談窓口、地域情報収集・行政情報発信、地域コミュニティ活動の支援の強化に取り組みます。
- ウ まちづくりセンターが把握した地域からの相談・要望については、区と関係する本庁各課で協議、検討を行い、課題解決を図ります。

【(3) 地域活動拠点の整備・支援】

- ア 地域活動拠点のひとつである地域コミュニティセンターを地域住民の意見を取り入れながら整備するとともに、地域住民自らの運営を支援します。
- イ 地域住民による地域公民館の整備・運営を支援します。
- ウ 公設公民館、地域コミュニティセンター、地域公民館などの地域活動拠点の役割、機能を整理し、住民が積極的に活用できる施設とします。

【(4) 市民による公益活動の推進】

- ア 市民公益活動に関する情報の収集や効果的な発信に努め、活動者の育成や支援を行い、裾野を広げます。
- イ 熊本市市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）を通して寄附による市民参画を促進し、NPOやボランティア団体などの市民公益活動を推進します。
- ウ 市民活動支援センター（あいぽーと）において、地域団体と市民活動団体など多様な団体の交流やネットワークづくりの場の提供を行い、地域活動につなげます。

第2節 安全で安心して生活できる社会の実現

現状と課題

交通安全教室の開催や防犯パトロールなどの取組により、交通事故件数や街頭犯罪などの認知件数は減少傾向にあるものの、交通事故死者のうち高齢者の占める割合は高い状況です。近年、社会問題化している高齢者ドライバーによる交通事故に加え、自転車の交通マナーやルール違反を伴った事故も後を絶たない状況となっています。

また、街頭犯罪においては、中心繁華街における客引き行為などが問題となっています。

消費生活相談件数については減少傾向にあるものの、相談内容は多岐にわたり、複雑化しています。

今後も、市民が安全で安心して暮らせる環境づくりに向け、特に小・中学生、高齢者の交通安全の推進や地域住民による自主的な防犯活動、校区防犯協会、警察などの関係機関・団体と連携した犯罪防止対策や客引き行為対策、さらには司法関係機関などと連携した再犯防止対策などに取り組む必要があります。

また、消費者支援体制を強化して消費者被害の未然防止・拡大防止を図る必要があります。

基本方針

- 1 交通安全の推進
- 2 防犯活動の推進
- 3 消費者の自立支援と救済

検証指標

	単位	基準値	検証値	
		H27	R1	R5
市内における交通事故の死傷者数(暦年)	人	3,903	3,900	3,700
市内における刑法犯罪の認知件数(暦年)	件	5,460	5,200	5,000

施策の体系

【施策の目標】

安全で安心して生活できる社会の実現

【事業展開の基本方針】

1 交通安全の推進

2 防犯活動の推進

3 消費者の自立支援と救済

【主な取組】

(1) 交通安全の啓発・支援

(2) 防犯活動の啓発・支援

(3) 消費者教育の推進

(4) 消費者被害救済体制の充実

事業概要

【(1) 交通安全の啓発・支援】

ア 警察や地域の交通安全協会などと連携し、子どもや高齢者を対象とする交通安全教室や中高生自転車安全教室を開催するとともに、高齢者の運転免許返納制度についての広報・啓発に努めるなど市民の交通安全意識の啓発を図ります。

【(2) 防犯活動の啓発・支援】

ア 各防犯関係機関と連携し、防犯パトロールや中心繁華街における客引き行為対策などを実施するとともに、防犯協会などへの活動支援を行います。さらに、防犯灯・カメラ付き防犯灯の整備支援により地域防犯の強化を図ります。

イ 罪を犯した人などの円滑な社会復帰を促進するため、社会の理解と協力を得つつ、再犯防止の取組を推進します。

【(3) 消費者教育の推進】

ア 消費者被害未然防止のため、啓発活動や地域包括支援センター（ささえりあ）、地域住民、学校などへの出前講座を行うなど、消費者教育に取り組み、自立した消費者の育成に努めます。

イ 商売などに利用される特定計量器検査の強化や試買量目審査会などの開催により、計量器の適正な利用とともに計量に関する知識の普及啓発に努めます。

【(4) 消費者被害救済体制の充実】

- ア 相談体制の充実のため、消費生活相談員の能力向上を図るとともに、法律相談や多重債務相談などを実施します。

第3節 地域の防災・減災の推進

現状と課題

近年、地球規模での気象変化による集中豪雨や大型台風、地震などの自然災害が全国各地で頻発しています。市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、本市においても、自然災害の被害を未然に防止し、最小限に抑える防災体制を一層強化するとともに、熊本地震において再認識された地域コミュニティの重要性について、市民の理解をさらに深めていく必要があります。

災害においては、まず、市民一人ひとりが自ら安全で速やかに避難することが大切であることから、防災意識の向上、日頃から地域で支え合うための体制づくりや情報共有、避難訓練などを通して、自助・共助の精神をさらに高め、市民・地域主体の地域防災力の向上を図っていく必要があります。

また、様々な災害に備え、市民、地域、行政及び防災関係機関などが連携し、地域における防災体制の整備を図っていく必要があります。

基本方針

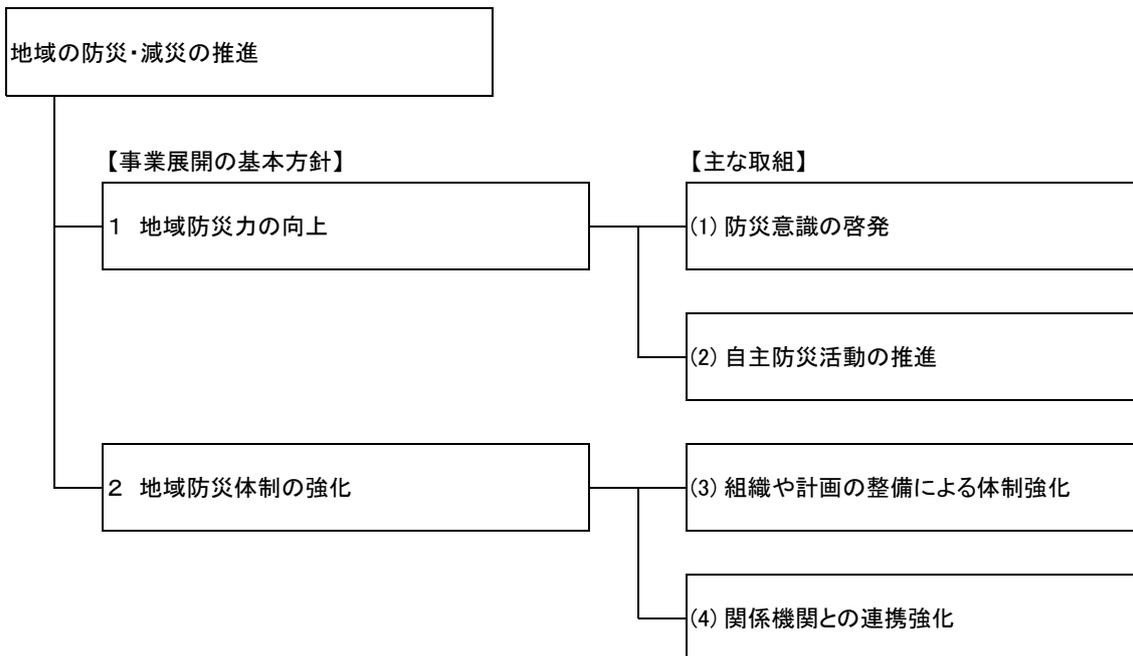
- 1 地域防災力の向上
- 2 地域防災体制の強化

検証指標

	単位	基準値	検証値	
		H27	R1	R5
校区防災連絡会などの設立数	件	0	89	96

施策の体系

【施策の目標】



事業概要

【(1) 防災意識の啓発】

- ア 市民一人ひとりが災害時の行動を体感できるよう、職場や家庭などでの市民参加型の訓練の実施や防災講座を通して、地域ぐるみ・家族ぐるみの防災意識の啓発を推進します。
- イ 洪水、高潮、地震などの各ハザードマップをわかりやすく改善し、市民一人ひとりの避難行動に結びつくよう広く周知します。
- ウ 住民が主体となって地域版ハザードマップを町内単位で作成し、避難場所や避難経路の確認を行います。作成した地域版ハザードマップは、町内単位や校区単位での避難訓練、小中学校での防災教育講座などに活用します。
- エ 大規模災害が発生した場合に長期にわたって輸送への影響が及ぶことも想定されることから、家庭や企業に対し7日以上の備蓄を行うよう啓発します。
- オ 保育所や認定こども園、幼稚園、学校などで子どもたちの防災教育に取り組むほか、地域の企業及び従業員の防災意識の向上に取り組みます。

【(2) 自主防災活動の推進】

- ア 自主防災クラブの役割を明確にしたうえでその活動を支援するとともに、地域における実践的な防災訓練の実施など、町内自治会や校区自治協議会などにおける災害対応力の強化に必要な支援を行います。

イ 障がいのある人や高齢者など、要配慮者の避難が速やかに行われるよう地域における協力体制の充実を図ります。

【(3) 組織や計画の整備による体制強化】

ア 熊本地震によって得た多くの教訓を継承し、将来同じような災害が発生した場合の対応や、防災・減災のまちづくりに役立てるため、防災に関する諸計画やマニュアルを常に点検・整理するとともに、研修や訓練の充実など、災害時の体制強化を図ります。

イ 小学校区ごとの校区防災連絡会や避難所ごとの避難所運営委員会を結成し、地域での防災訓練を実施するなど、地域における防災体制を強化します。

ウ 各校区防災連絡会と自主防災組織、地域の防災士などの連携を強化し、情報の共有を図るため、住民参加型の防災に関する会議を各区に設置します。

エ 観光客や通勤者などにより人口が集中する中心市街地などにおいては、エリア防災計画などに基づく取組を推進します。

【(4) 関係機関との連携強化】

ア 災害発生時に避難所機能を十分発揮できるよう、関係機関や民間団体などとの応援体制を充実させ、避難所運営体制を強化します。

イ 災害時の被災者支援を円滑かつ迅速に行うため、民間企業との災害協定の締結や訓練を実施します。

第4節 あらゆる災害からの生命財産の保護

現状と課題

本市では、地震・台風などの自然災害に対する備えや、火災予防対策・消防体制の強化・地域防災力の強化など、総合的な消防防災対策に取り組んでいます。

本市の火災件数は減少傾向にありますが、引き続き市民への防火啓発を図り、火災予防対策を推進する必要があります。

また、今後、災害や事故は大規模化・複雑化・多様化し、さらには高齢化の進展などによる救急件数の増加も見据え、消防・救急救助体制の充実とあわせ、災害現場での市民の初動対応を支援するとともに、熊本地震の教訓を踏まえ、広域的な災害対応体制を強化することが求められます。

さらに、消防団の装備充実や市民の救護能力の向上を図ることで、より安全な地域づくりを推進し、区役所・消防署・消防団が一体となった、地域の災害対応力の強化に取り組む必要があります。

基本方針

- 1 火災予防対策の推進
- 2 消防体制の充実強化
- 3 地域の災害対応力の強化

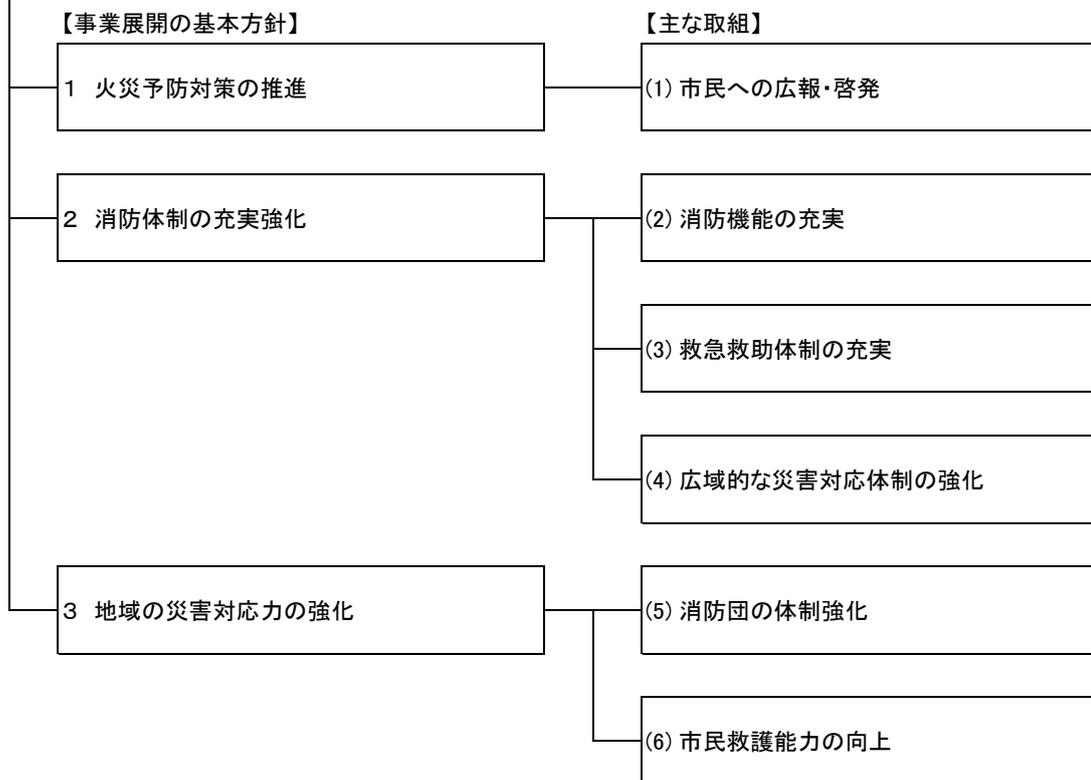
検証指標

	単位	基準値	検証値	
		H27	R1	R5
火災発生件数(人為的ミスによるもの)(暦年)	件	69	65	61
救命率(暦年)	%	19.4 (H26)	21.0	22.0

施策の体系

【施策の目標】

あらゆる災害からの生命財産の保護



事業概要

【(1) 市民への広報・啓発】

- ア 人為的ミスによる火災発生を防ぐための啓発活動を推進します。
- イ 住宅用火災警報器の設置促進など、住宅防火対策を推進します。

【(2) 消防機能の充実】

- ア 消防力強化のため、消防施設の適切な管理や各種消防車両・資機材などの計画的な更新を進めます。
- イ 新消防指令管制システムの円滑な運用及び119番通報時の口頭指導を推進します。
- ウ 防災拠点施設である消防施設を耐震化します。

【(3) 救急救助体制の充実】

- ア 救急救助などに関する研修や資格取得など、人材育成による消防技術の向上を推進します。
- イ 消防機関と関係機関（医療機関、警察、自衛隊など）の連携を強化します。
- ウ 救急ワークステーションなどでの研修や医療機関との救急活動の検証などにより、救急医療体制を充実させます。

【(4) 広域的な災害対応体制の強化】

- ア 大規模災害や特殊災害などの発生時における消防の応援及び受援体制を構築します。
- イ 各市町村と連携・協力し、広域的な災害対応体制を強化します。

【(5) 消防団の体制強化】

- ア 消防団（消防団員及び機能別消防団員）への入団促進を図ります。
- イ 消防団活動時の安全確保のための装備を充実し、地域の災害対応力を強化します。

【(6) 市民救護能力の向上】

- ア AED講習を含めた応急手当などの普及啓発を推進します。
- イ 高齢者福祉施設などとの連携を強化し、緊急時の対応力の向上を図ります。